

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

昭和 63 年 2 月

農 林 水 産 省

目 次

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について	1
酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針	2
第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針	2
1 牛乳・乳製品及び牛肉の安定供給の確保	2
2 合理的な価格の形成	3
3 経営体質の強化と生産性の向上	4
4 流通の合理化	6
5 その他の重要事項	6
第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要 の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量 の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標	7
1 生乳の地域別の需要の長期見通し	7
2 生乳の地域別の生産数量の目標	8
3 牛肉の生産数量の目標	8
4 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標	9
第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標	10
1 酪農経営	10
2 肉用牛経営	12
第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化 に関する基本的な事項	14
1 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項	14

2	肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項 -----	15
第5	その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項 -----	16
1	飼料供給の安定 -----	16
2	新技術及び新生産方式の普及 -----	17
3	家畜改良 -----	17
4	家畜衛生 -----	17
5	ふん尿の有効利用 -----	17
6	安全性の確保 -----	18
7	経営・技術指導の推進等 -----	18

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針 の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の2第1項の規定に基づき、昭和70年度を目標年度とする酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき、公表する。

昭和63年2月16日

農林水産大臣 佐藤 隆

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

我が国酪農及び肉用牛生産は、密接な関連を有しつつ、動物性蛋白質食料の重要な供給源として国民食生活の向上に大きく貢献するとともに、農業総生産の増大や地域農業の発展、国土資源の有効活用に大きな役割を果たしてきている。今後においても、これらの役割はもとより、農業生産の再編成、地力の維持増進、農山村の振興等を図る上で重要な役割を果たすことが要請されている。

しかしながら、近年、牛乳・乳製品については需要の伸びが鈍化し生乳の計画的生産が必要となっており、牛肉については堅調な需要に国内生産体制が必ずしも十分に対応し得ない状況となっている。また、飼料基盤の拡充等生産の合理化については、一定の進展は見られるものの依然として立ち遅れた状況にある。一方、最近の円高の進行等の状況の中で、内外価格差は拡大しつつあるとともに、諸外国からの市場開放要請は一層強まりつつある。

このような情勢に対処して、牛乳・乳製品及び牛肉供給の安定、酪農及び肉用牛生産の健全な発展並びに経営の安定を図るため、酪農及び肉用牛生産を我が国土地利用型農業の基軸として位置付け、次の事項を基本的な指針として、長期的な観点から国際化にも対応し得る酪農及び肉用牛生産の確立を目指し、その振興合理化を総合的に推進するものとする。

1 牛乳・乳製品及び牛肉の安定供給の確保

国民食生活は、食料消費水準でみても栄養水準でみても既に相当高い水

準に達しており、今後食料消費は総体として伸び悩み傾向で推移するものと見込まれるが、牛乳・乳製品については従来に比べかなり鈍化するものの、引き続きチーズ等の乳製品を中心に消費の増加が見込まれ、目標年度（昭和70年度）における総需要量は954万トン～988万トン程度と見通される。また、牛肉については今後とも消費は安定的に増加するものと見込まれ、目標年度における総需要量は114万トン～126万トン程度と見通される。

このような需要の動向に対応した牛乳・乳製品及び牛肉の国民への供給については、合理的な国内生産の着実な推進による供給を基本としつつ、国際化の進展に対応した適切な輸入を行い、その安定供給を確保するものとする。

(注) 1 需要の見通しについては、今後の経済動向の変化等によっては変動する可能性のあるものであり、相当の幅をもって解釈されるべきものである。

2 総需要量は、食料需給表（牛乳・乳製品については生乳換算、牛肉については枝肉換算）ベースである。

2 合理的な価格の形成

牛乳・乳製品及び牛肉の価格については、国土資源の制約、本格的な生産に取り組まれてからの歴史の浅さ等不利な諸条件を考慮すれば、国際水準に比べある程度割高とならざるを得ない面が存することは否めない事実である。

しかしながら、我が国経済社会の国際化の進展という状況の中で、酪農及び肉用牛生産の振興を図るためには、生産性の向上等により内外価格差を縮小し、国民の納得の得られる価格での牛乳・乳製品及び牛肉の供給に

努める必要がある。

このため、酪農及び肉用牛生産について、その置かれた諸条件の下で可能な限り生産性を向上するとともに、流通の合理化を図り、農家所得の確保にも配慮しつつ、生産性向上の成果等を的確に価格に反映させる等により、合理的な価格の形成を推進するものとする。

具体的な目標としては、当面、高度な技術と効率的な装備を有し飼料基盤に立脚した意欲的な経営において、生乳及び肉用牛（肥育）の生産コストが現状（61年生産費）より2～3割程度引き下げられ、この生産コストの低下が、流通の合理化と相まって牛乳・乳製品及び牛肉の消費者価格に反映し、その適正な引下げが実現されるよう努めるものとする。

（注）生産コストは、為替レートの変動に伴う生産資材価格の変動等今後の経済動向の変化によって、大きな影響を受けることに留意する必要がある。

3 経営体質の強化と生産性の向上

牛乳・乳製品及び牛肉の安定供給の確保と合理的な価格形成を推進するためには、経営体質を強化し、生産性の向上を図ることが不可欠である。このため、生産性向上のための経営条件の整備に焦点を合わせた次の諸施策の推進を図るものとする。

(1) 土地利用の集積、草地の造成・整備、山林原野の有効活用、耕種部門との連携の強化等を推進し、飼料基盤に立脚した経営を育成する。

特に、地域ごとの土地利用調整活動の展開の中で、また需要の動向に即した水田農業の確立を推進する中で、地域農業の振興に果たす酪農及び肉用牛生産の位置付けを明確にし、地域の実態に即した形態で土地利用の集積を促進する。

- (2) 経営能力に優れ、革新的な技術の導入にも積極的に対応し得る意欲的な農業者及びこれらの者を中心とした効率的な生産組織を育成し、これにより生産の大宗が担われるような生産構造の実現に努める。

また、経営実態に即した機械・施設の適切な導入、その共同利用、飼料給与方法の改善等により、過剰な資本投下を抑制し、経営の効率化を図る。

- (3) 酪農経営については、一戸当たりの飼養規模が既に西欧諸国並みの水準に達し、また需要に見合った計画的な生乳生産が必要な状況となっていることから、生産の合理化を図ることを基本に、飼料自給率の向上、粗飼料の生産・利用の合理化、乳量及び乳質の向上、経営管理及び飼養管理技術の改善等を推進する。

また、その保有する土地、施設、労働力等の有効利用による経営の安定と肉用牛資源の拡大に資する観点から、地域及び経営の実情に即し、多様な形態で乳肉複合経営の推進を図る。

- (4) 肉用牛経営については、牛肉需要が安定的に増大すると見通され、消費者ニーズに対応した合理的な国内生産の拡大が必要な状況となっていることから、飼養規模の安定的拡大を図ることを基本に、子牛の供給及び価格の安定、飼料自給率の向上、粗飼料の生産・利用の合理化、経営管理及び飼養管理技術の改善、新生産方式及び新技術の導入等を推進する。

特に、繁殖経営については、飼養規模が極めて零細なことから意欲的な農業者の規模拡大を積極的に促進するとともに、放牧の推進、分娩間隔の短縮等を推進する。

また、肥育経営については、肥育期間の短縮、増体能力の向上、飼料

給与方法の改善等経済的な肥育を推進する。

更に、経営の安定と生産の効率化を図るため、地域内、経営内の繁殖・肥育一貫生産を促進する。

4 流通の合理化

(1) 集乳及び乳業については、生産流通の安定とコストの低減を図るため、指定生乳生産者団体の生乳需給調整機能の強化、生乳生産地及び消費地域の動向に的確に対応した乳業工場の規模、立地の適正化等を推進するとともに、牛乳・乳製品の消費拡大を図るものとする。

(2) 肉用牛及び牛肉については、流通コストの低減と適正な価格形成を図るため、家畜市場の再編整備、繁殖・肥育一貫生産の促進、産地食肉処理及び部分肉流通の促進、食肉卸売市場の整備、新たな取引規格の設定普及等を図るものとする。

5 その他の重要事項

酪農及び肉用牛生産の振興合理化に資するため、飼料供給の安定とコストの低減、新技術の開発普及に努めるとともに、家畜改良、家畜衛生、ふん尿の有効利用、牛乳・乳製品及び牛肉の安全性の確保、総合的な経営・技術指導等の諸対策の的確な推進を図るものとする。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し，生乳の地域別の生産数量の目標，牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

1 生乳の地域別の需要の長期見通し

生乳需要の長期見通しについては，近年における国民食生活の動向，牛乳・乳製品の消費動向等を踏まえ，牛乳・乳製品の多様化・高品質化，チーズ消費の増大等を見込み，設定する。

(1) 飲用向け需要量（全国計）

489万トン

地域名	地域に属する都道府県名	数 量
北海道	北海道	万トン 24.5
東北	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県	38.5
関東	茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，長野県，静岡県	183.0
北陸	新潟県，富山県，石川県，福井県	20.0
東海	岐阜県，愛知県，三重県	40.0
近畿	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県	78.0
中国・四国	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県	48.5
九州	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県	56.5
全国計		489.0

- | | |
|-------------------|-----------|
| (2) 乳製品向け需要量（全国計） | 3 5 5 万トン |
| (3) 自家消費等需要量（全国計） | 1 8 万トン |
| (4) 需要量計 | 8 6 2 万トン |

2 生乳の地域別の生産数量の目標

生乳の地域別の生産数量の目標については、用途別需要にも配慮した計画的な生産を行うことを旨として、環境条件の変化に対応した酪農経営の地域的動向、飼料生産基盤の地域差、乳牛の能力向上等を考慮し、設定する。

地域名	地域に属する都道府県名	数 量
北 海 道	北海道	万トン 3 2 4.5
東 北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県	9 2.5
関 東	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 長野県, 静岡県	1 9 4.0
北 陸	新潟県, 富山県, 石川県, 福井県	1 8.0
東 海	岐阜県, 愛知県, 三重県	4 1.5
近 畿	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県	3 6.0
中国・四国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県	7 1.0
九 州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県	8 4.5
全 国 計		8 6 2.0

3 牛肉の生産数量の目標

牛肉の生産数量の目標については、安定的に増大すると見込まれる牛肉

需要の長期見通し、肉用牛及び乳牛の飼養構造の変化等を踏まえ、合理的な国内生産の着実な拡大を図ることを旨として、繁殖雌牛の増頭、乳用種肉用牛の事故率の低下、経産牛肥育の促進、肥育仕向肉専用種雌牛の繁殖利用等新生産方式及び双子生産等新技術の普及等を見込み、設定する。

牛肉生産量（全国計）

69万トン（枝肉換算）

4 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標については、環境条件の変化に対応した酪農経営及び肉用牛経営の地域的動向、飼料生産基盤の地域差、乳肉複合経営及び地域内、経営内の繁殖・肥育一貫生産の進展等を考慮し、設定する。

地域名	地域に属する都道府県名	乳 牛	肉 用 牛
北 海 道	北海道	万頭 9 1.0	万頭 5 7.5
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	2 4.0	7 7.5
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	4 8.0	5 3.5
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	4.0	5.5
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	9.5	1 6.0
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	8.5	1 3.0
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	1 7.5	3 5.0
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	2 2.5	1 2 2.0
全 国 計		2 2 5.0	3 8 0.0

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

1 酪農経営

近代的な酪農経営の基本的指標については、需要に見合った計画的な生産を行いつつ生産性の高い経営を実現することを旨として、酪農単一経営、乳肉複合経営及び他作目との複合経営の経営形態別に、土地条件及び地域性等を考慮し、他産業従事者並みの所得を確保し得る飼料基盤に立脚した酪農経営の指標として設定する。

区 分		土 地 条 件 の 制 約 が 比 較 的 小 さ		
		酪 農 単 一 経 営	乳 肉 複 合 経 営 ほ 育 育 成	肥 育 一 貫
技術指標	経産牛1頭当たり年間搾乳量	6,700キログラム以上		
	分娩間隔	13か月以下		
	ほ育育成牛事故率	4パーセント以下		
飼養頭数規模 (経産牛頭数)		40頭以上	ほ育育成牛年間出荷 30頭程度	肥育牛年間出荷 60頭程度
酪農部門投下労働1時間当たり生乳生産量		55キログラム以上	50キログラム以上	50キログラム以上
経産牛1頭当たり飼養管理労働時間(年間)		100時間以下	110時間以下 (うち、ほ育育成成分 10時間以下)	110時間以下 (うち、ほ育育成成分 10時間以下 肥育牛1頭当たり 30時間以下)
飼料作物10a当たり労働時間(年間)		3時間以下	3時間以下	3時間以下
飼料作物10a当たり養分生産量(TDN換算)(年間)		650キログラム以上	650キログラム以上	650キログラム以上
飼料自給率 (TDN換算)		75パーセント以上	75パーセント以上	60パーセント以上

い 地 域 他 作 目 と の 複 合 経 営	土 地 条 件 の 制 約 が 比 較 的 大 き い 地 域				他 作 目 と の 複 合 経 営
	酪 農 単 一 経 営	乳 肉 複 合 経 営 ほ 育 育 成	肥 育 一 貫		
	6,350キログラム以上				
	13か月以下				
	4パーセント以下				
20頭以上 〔ほ育育成を行う場 合, ほ育育成牛 年間出荷15頭程 度〕	30頭以上	ほ育育成牛 年間出荷 20頭程度	肥 育 牛 年間出荷 60頭程度	15頭以上 〔ほ育育成を行う場 合, ほ育育成牛 年間出荷10頭程 度〕	
45キログラム以上	45キログラム以上	40キログラム以上	40キログラム以上	30キログラム以上	
120時間以下 〔ほ育育成を行う場 合, ほ育育成分 10時間以下〕	110時間以下	120時間以下 〔うち, ほ育育成分 10時間以下〕	120時間以下 〔うち, ほ育育成分 10時間以下 肥育牛1頭当たり 30時間以下〕	150時間以下 〔ほ育育成を行う場 合, ほ育育成分 10時間以下〕	
5時間以下	15時間以下	15時間以下	15時間以下	20時間以下	
650キログラム以上	1,200キログラム以上	1,200キログラム以上	1,200キログラム以上	1,200キログラム以上	
75パーセント以上	60パーセント以上	60パーセント以上	45パーセント以上	65パーセント以上	

2. 肉用牛経営

近代的な肉用牛経営の基本的指標については、飼養規模の安定的拡大を図りつつ、生産性の高い経営を実現することを旨として、繁殖経営、繁殖・肥育一貫経営及び肥育経営等の経営形態別に、土地条件及び地域性等を考慮し、他産業従事者並みの所得を確保し得る飼料基盤に立脚した肉用牛経営の指標として設定する。

区 分	繁 殖 経 営 , 繁 殖 ・ 肥 育 一 貫				
	土地条件の制約が比較的 小 さ い 地 域		土 地 条 件 の 制 約 が 比 較 的		
	繁 殖 ・ 肥 育 一 貫 経 営	繁 殖 経 営			
		他 作 目 と の 複 合 経 営			
技 術 指 標	初産月齢 2 5 か月齢以下				
	分娩間隔 1 3 か月以下				
飼 養 頭 数 規 模	繁殖雌牛 5 0 頭以上 去勢肥育牛 年間出荷 2 5 頭程度	繁殖雌牛 3 0 頭以上	繁殖雌牛 2 0 頭以上	繁殖雌牛 1 0 頭以上	
1 頭 当 た り 飼 養 管 理 労 働 時 間 (年 間)	繁殖雌牛 3 5 時 間 以 下 肥育牛 3 5 時 間 以 下	繁殖雌牛 4 0 時 間 以 下	繁殖雌牛 5 0 時 間 以 下	繁殖雌牛 6 0 時 間 以 下	
飼 料 作 物 1 0 a 当 た り 労 働 時 間 (年 間)	3 時 間 以 下	1 0 時 間 以 下	3 0 時 間 以 下	3 0 時 間 以 下	
飼 料 作 物 1 0 a 当 り 養 分 生 産 量 (T D N 換 算) (年 間)	650キログラム以上	650キログラム以上	1,200キログラム 以上	1,200キログラム 以上	
飼 料 自 給 率 (T D N 換 算)	7 5 パーセント以上	8 5 パーセント以上	8 5 パーセント以上	8 5 パーセント以上	

(備考) 生産組織等による大規模肥育経営(肥育牛500頭以上)については、上表の連携の強化、未利用資源の有効活用等を図り、生産性の高い経営を実現するもの

経 営	肥 育 経 営				
大きい地域					
営	肥 育 単 一 経 営		他 作 目 と の 複 合 経 営		
営					
	乳用種 肥育牛出荷月齢17か月齢以下, 出荷時体重680キログラム以上				
	肉専用種 肥育牛出荷月齢24か月齢以下, 出荷時体重620キログラム以上				
繁殖雌牛 5頭以上	肥 育 牛 200頭以上		肥 育 牛 100頭以上		肥 育 牛 30頭以上
繁殖雌牛 110時間以下	肥 育 牛 15時間以下		肥 育 牛 20時間以下		肥 育 牛 35時間以下
30時間以下	土地条件の制約が比較的小さい地域	土地条件の制約が比較的大きい地域	土地条件の制約が比較的小さい地域	土地条件の制約が比較的大きい地域	30時間以下
	4時間以下	15時間以下	8時間以下	20時間以下	
1,200キログラム以上	650キログラム以上	1,200キログラム以上	650キログラム以上	1,200キログラム以上	1,200キログラム以上
90パーセント以上	35パーセント以上				

技術指標に即しつつ, 飼養管理労働時間の縮減(1頭当たり10時間以下), 耕種農家とのとする。

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

1 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

(1) 生乳流通の合理化

生乳流通の広域化及び需要の多様化に適切に対処するとともに、生乳の計画的生産の推進に資するため、指定生乳生産者団体（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第6条第1項の指定を受けた生乳生産者団体をいう。）の生乳需給調整機能の強化を図るほか、生乳生産者団体の指導体制の整備に努めるものとする。

また、生乳の流通コストの低減と品質保持を図るため、集送乳施設及び乳質検査施設の整備を推進するものとする。

(2) 乳業の合理化

ア 乳業の生産性の向上を図るため、生乳生産地と消費地域の動向、輸送の広域化等その立地条件の変化に的確に対応し、長期的視点に立って乳業工場の規模、立地の適正化、効率的な施設への転換等を推進するものとする。

また、中小乳業の合理化を促進するため、立地条件に即した組織化、合併等を推進するものとする。

イ 飲用牛乳の需要量を超える生乳（余乳）については、既存の系列の枠を超えた地域ごとの集中的な処理体制の整備等を図るものとする。

(3) 消費の拡大

牛乳・乳製品の消費を拡大するため、消費者に対する啓発・普及、消費者ニーズの多様化に対応した牛乳・乳製品の開発、製造及び販売を推

進するものとする。

特に、今後とも消費の増大が見込まれるチーズについては、生産の合理化を推進しつつ、国民食生活に適合した製品開発等を図るものとする。

2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

(1) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の公正な取引及び適正な価格形成を図るため、家畜市場の再編整備を推進するものとする。

また、肉用牛の流通コストの低減を図るため、繁殖から肥育までの地域内、経営内の一貫生産及び産地食肉処理を推進するものとする。

(2) 牛肉の流通の合理化

牛肉の流通コストの低減と適正な価格形成を図るため、と畜又は輸入から消費に至るまでの牛肉流通の合理化を推進するものとする。

ア 卸売市場整備基本方針に基づき、食肉卸売市場の整備を推進するとともに、搬入枝肉取引の拡大及び冷と体取引の推進等により、上場頭数の増加を図る。

イ 牛肉流通の大規模化、広域化に対応して、輸送コストの低減、処理効率の向上を図る観点から、部分肉流通を促進するものとし、産地における大型の食肉処理施設の整備に併せ、消費地において部分肉の集荷、供給及び部分肉取引価格の公表を行う食肉流通拠点施設（部分肉センター）の整備並びにその機能強化を図る。

ウ 牛肉を取り巻く諸情勢の変化に対応して、牛肉流通の合理化、肉用牛生産の効率化に資する観点から、歩留基準の導入、脂肪交雑基準の見直し等を内容とする新たな牛枝肉取引規格及び牛部分肉取引規格を設定普及するとともに、格付率の向上、規格取引の促進を図る。

エ 今後増加が見込まれる輸入牛肉については、用途別需給の動向を十分ふまえた供給を確保することとし、畜産振興事業団の輸入牛肉売買方式についても所要の改善を図る。

オ 消費者ニーズの多様化に対応した的確な牛肉販売を推進する観点から、小売段階において部位別表示等適正な表示販売を促進するとともに、消費者に対する情報の提供、正しい知識の啓発・普及等を図る。

(3) 食肉関連産業の体質強化

食肉及び食肉加工品の消費の多様化、食肉加工品の輸入の増加など国際化の進展等の状況に対応して、食肉関連産業の健全な発展に資するため、原料の安定供給を確保するとともに、消費者ニーズの的確な把握とそれに対応した食肉及び食肉加工品の供給、技術開発・導入体制の整備、加工販売経費の低減その他経営の効率化等その体質の強化を推進するものとする。

第5 その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項

1 飼料供給の安定

飼料の安定供給を確保し、酪農経営及び肉用牛経営の安定に資するため、飼料自給度の向上と粗飼料の生産・利用の合理化を図ることとし、転作田を含む土地利用の集積、草地の造成・整備、放牧の促進等山林原野の有効活用、単収の向上、耕種部門との連携の強化、稲わら等低利用資源の有効利用、飼料給与方法の改善等を推進するものとする。

また、濃厚飼料については、海外からの飼料穀物の安定的輸入、価格安定対策及び備蓄対策の適切な運用、飼料工場の立地の適正化及び製造・流

通の合理化等により、適正な価格での安定供給を図るものとする。

2 新技術及び新生産方式の普及

酪農及び肉用牛生産の生産性の向上に資するため、受精卵移植、双子生産、卵分割、体外受精等の畜産新技術の開発及び普及に努めるものとする。

また、肥育仕向肉専用種雌牛の繁殖利用、乳牛と肉専用種との交雑種の組織的な生産・繁殖利用等新たな生産方式の普及により肉用牛資源の拡大等を推進するものとする。

3 家畜改良

(1) 乳牛については、乳用雌牛群の能力検定の実施、能力検定成績の優れた種雄牛の広域利用等を通じて、乳量、乳質（特に無脂固形分率、乳蛋白質率）等の泌乳能力の向上と斉一化を推進するとともに、産肉能力の向上に努めるものとする。

(2) 肉用牛については、能力検定成績の優れた種雄牛の広域利用、産子成績等能力情報に基づく雌牛からの改良の促進等を通じて、増体能力、飼料効率等産肉能力の向上と斉一化を推進するものとする。

4 家畜衛生

乳牛及び肉用牛の損耗を防止するため、肉用牛の生産率の向上、乳用種肉用牛の事故率の低下、ピロプラズマ病等放牧病の防止等に重点を置いて、疾病の予防、早期発見等予防衛生対策を推進するとともに、動物検疫体制の一層の充実を図るものとする。

5 ふん尿の有効利用

有機質肥料等として有用な資源である乳牛及び肉用牛のふん尿については、地力の維持増進を図るとともに、環境保全問題に対処し経営の健全な発展に資する観点から、経営内において、あるいは、耕種部門との連携の

下に、適切な土壌還元を推進するものとする。

6 安全性の確保

国民食生活において重要な地位を占める牛乳・乳製品及び牛肉の安全性を確保するため、食品衛生等関係諸制度との連携を強化しつつ、飼料添加物、動物用医薬品、農薬等の製造・利用等について、一層の配慮を加えるものとする。

7 経営・技術指導の推進等

酪農経営及び肉用牛経営の安定と生産性の向上に資するため、国、都道府県、市町村の各段階において関係機関、団体が密接に連携の上、飼養管理技術はもとより、経営管理、畜産新技術、粗飼料生産利用技術、衛生対策等様々な分野にわたる指導を、総合的に推進するものとする。

また、生産者の多様なニーズに対応して、経営情報、技術情報、流通情報、農用地利用情報等多方面にわたる情報を総合的かつ迅速に提供するシステムの整備を推進するものとする。